

17横植第1284号
平成18年4月6日

(総括及び本船貨物担当)

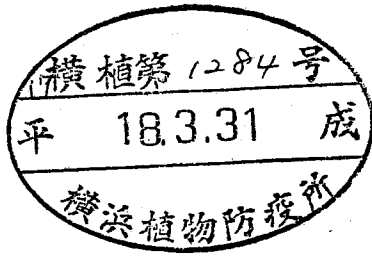
統括植物検疫官殿



横浜植物防疫所長

「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」等の一部改正について

このことについて、消費・安全局長から別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。



17消安第12896号
平成18年3月30日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」等の一部改正について

このことについて、別紙新旧対照表のとおり改正したので、お知らせする。



(別紙)

「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)一部
改正新旧対照表(案)

下線部は改正箇所

	改 正 後	現 行
第1～第3 [略]		第1～第3 [略]
第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、 <u>加工消毒工場指定申請書(第1号様式)を当該工場の住所及び出張所長(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。第15を除き以下同じ。)に提出させるものとする。</u>	第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、 <u>加工消毒工場指定申請書(第1号様式)を当該工場の住所及び出張所長(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。第15を除き以下同じ。)に提出させるものとする。</u>	第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、 <u>加工消毒工場指定申請書(第1号様式)2部を植物防疫所長(植物防疫事務所長及び支所長を含む。以下同じ。)に提出させるものとする。</u>
[削る。]		2 <u>前項の申請は、当該工場の所在地を担当する出張所を経由して行わせるものとする。</u>
第5～第7 [略]		第5～第7 [略]
第8 [略]		第8 [略]
[削る。]		2 <u>前項の通知は、当該工場の所在地における検査を担当する出張所を経由して行うものとする。</u>
第9 [略]		第9 [略]
第10 加工消毒工場の指定の有効期間は、 <u>3年間</u> とする。	第10 加工消毒工場の指定の有効期間は、 <u>3年間</u> とする。	第10 加工消毒工場の指定の有効期間は、 <u>2年間</u> とする。

改 正 後	現 行
<p>第11 [略]</p> <p>[削る。]</p> <p>2 [略]</p> <p>第12 [略]</p> <p>第13 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[削る。]</p> <p>第14 [略]</p> <p>第15 植物防疫所長及び植物防疫事務所長は、管内の加工消毒工場を、インターネットを利用して公表するものとする。</p>	<p>第11 [略]</p> <p>2 前項の届出は、当該工場の所在地における検査を担当する出張所を経由して行わせるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第12 [略]</p> <p>第13 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の申請については、第4第2項の規定を準用する。</p> <p>第14 [略]</p> <p>第15 植物防疫所長は、管内の加工消毒工場を、インターネットを利用して公表するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第1号様式 (第4関係)</p> <p>加工消毒工場</p> <p>〔製粉、製油 精麦、飼料 醸造〕</p> <p>指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>植物防疫 (事務) 所 〔支 所〕 長 殿</p> <p>出張所</p> <p>住 所 代 表 者</p> <p>電 話 番 号 ㊦</p>	<p>第1号様式 (第4関係)</p> <p>加工消毒工場</p> <p>〔製粉、製油 精麦、飼料 醸造〕</p> <p>指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>植物防疫所長 殿</p> <p>住 所 代 表 者</p> <p>電 話 番 号 ㊦</p>
<p>下記工場を加工消毒工場として指定されたく、関係書類 (工場所在地見取図、加工消毒施設配置図、穀類等保管施設見取図、きょう雑物等の保管施設見取図及び焼却場見取図) を添付して申請します。</p> <p>記 〔略〕</p>	<p>下記工場を加工消毒工場として指定されたく、関係書類 (工場所在地見取図、加工消毒施設配置図、穀類等保管施設見取図、きょう雑物等の保管施設見取図及び焼却場見取図) を添付して申請します。</p> <p>記 〔略〕</p>

改 正 後	現 行
<p>第2号様式 (第8関係)</p> <p>加工消毒工場</p> <p>〔製粉、製油 精麦、飼料 醸造〕 指定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>植物防疫 (事務) 所 (支 所) 長 ⑩ 出張所</p> <p>貴社から加工消毒工場として指定方申請のあった件は、下記の条件を付して指定する。</p> <p>1 工場名 2 工場所在地 3 加工消毒責任者氏名</p> <p>記 〔略〕</p>	<p>加工消毒工場</p> <p>〔製粉、製油 精麦、飼料 醸造〕 指定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>植物防疫所長 ⑩</p> <p>貴社から加工消毒工場として指定方申請のあった件は、下記の条件を付して指定する。</p> <p>1 工場名 2 工場所在地 3 加工消毒責任者氏名</p> <p>記 〔略〕</p>

「麦角菌核混入穀類等取締り要領」(昭和46年2月6日付け46農政第2628号農政局長通達) 一部改正新旧対照表(案)

下線部は改正箇所

	改正後	現行
<p>第1 〔略〕 第3</p>		<p>第1 〔略〕 第3</p>
<p>第4 麦角又は菌核混入穀類等の加工消毒は、<u>麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領に基づき植物防疫所長(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。)</u>が指定した工場において行わせるものとする。</p> <p>第5・6 〔略〕 第6 〔略〕</p>	<p>第4 麦角又は菌核混入穀類等の加工消毒は、<u>麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領に基づき植物防疫所長(植物防疫事務所長及び支所長を含む。)</u>が指定した工場において行わせるものとする。</p> <p>第5・6 〔略〕 第6 〔略〕</p>	<p>第4 麦角又は菌核混入穀類等の加工消毒は、<u>麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領に基づき植物防疫所長(植物防疫事務所長及び支所長を含む。)</u>が指定した工場において行わせるものとする。</p> <p>第5・6 〔略〕 第6 〔略〕</p>
<p>第7 植物防疫官は、第2項の輸送計画の承認をした場合であつて、<u>当該穀類等が他の植物防疫所の管轄倉庫又は加工消毒工場へ輸送されるときは、遅滞なく当該植物防疫所あてに輸送計画書の写しを添えて通知する。</u></p>	<p>第7 植物防疫官は、第2項の輸送計画の承認をした場合であつて、<u>当該穀類等が他の植物防疫所の管轄倉庫又は加工消毒工場へ輸送されるときは、遅滞なく当該植物防疫所あてに輸送計画書の写しを添えて通知する。</u></p>	<p>第7 植物防疫所長(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長)を含む。以下同じ。〕は、<u>第3項の輸送計画の承認をした場合であつて、当該穀類等が他の植物防疫所の管轄倉庫又は加工消毒工場へ輸送されるときは、遅滞なく当該植物防疫所あてに輸送計画書の写しを添えて通知するものとする。</u></p>